

尼崎市公営企業局水道部における工事情報共有システム活用試行要領

(趣旨)

第1条 尼崎市公営企業局水道部の発注する工事における受発注者の業務効率化及び工事目的物の品質確保の推進、また、受発注者間のコミュニケーション円滑化や工事書類の処理の迅速化等を目的とした「情報共有システム」の導入を図るため、工事の情報共有システム活用試行要領（以下「試行要領」）を策定し、情報共有システムの活用試行にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 試行要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1)情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務の効率化を図るシステムをいい、当局ではASP方式によるものとする。

(2)受注者

受注者とは、工事では発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。監理技術者や主任技術者など関係者も各種工事情報の共有が可能とする。

(3)発注者

発注者とは、工事では受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督員を主に指す。発注担当課職員などの関係者も各種工事情報の共有が可能とする。

(4)工事帳票

工事帳票とは、水道工事共通仕様書等で定義する「提出書類」のうち、電子化が可能な全書類をいう。また、情報共有システムによる「工事打合簿」の発議・提出・受理などの処理を行うことで、紙への署名・押印と同等の処理を行うことが可能であることから、情報共有システムで処理した「工事打合簿」についても、「書面」として認めるものとする。

(対象工事)

第3条 対象工事は、尼崎市公営企業局水道部で発注する工事のうち、特記仕様書に「情報共有システム活用試行工事」であることを明示したもので、受注者の申し出により試行対象とする。

2 対象外工事であっても、受注者の申し出があれば試行対象とすることができるものとする。

(システムに係る選定等)

第4条 本試行において使用する情報共有システムは、国土交通省が定める「情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表」の最新版に掲載されたシステムの内、受発注者間で協議のうえ、選定する。

【参考】国土交通省ホームページ

情報共有システム提供者における機能要件対応状況関連資料

http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

2 発注者及び受注者は、情報共有システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意すること。

3 システムの利用にあたり、システム提供者との契約及び利用の申し込みは受注者が行うものとする。

4 システム使用に要する経費は、受注者の負担によるものとする。

5 システムに利用者として登録する者は、下記を原則とする。

受注者：現場代理人、監理（主任）技術者

発注者：監督員、検査員、担当課職員など関係者

その他、受発注者協議により上記以外の者を登録することを認めるものとする。

(システム利用に係る事前協議)

第5条 システム利用にあたっては、受発注者間で事前協議を行うこととする。事前協議の際に、受注者は、工事着手前に「事前協議シート」および「システム導入に係るチェックシート」を監督員に提出し、承諾を得ること。

(検査)

第6条 システム試行活用にあたっての段階検査、出来形検査、完成検査の方法等については、受発注者協議のうえ検査を行うこととする。

(データ移管)

第7条 完成検査の終了後、受注者は「情報共有システム」内の電子データを速やかに保存し、必要な書類の保管を行うものとする。

(納品)

第8条 本試行要領に基づき作成した工事帳票等に係る納品については、受発注者協議のうえ決定することとする。

(利用上の留意点)

第9条 受発注者は、以下の項目について留意して利用する。

(1) 関係者への利用権限の付与、利用の習慣化 (2) ID・パスワードの管理の徹底 (3) フォルダ構成の統一 (4) 通信環境の整備

(情報漏えいの防止)

第10条 受発注者は、当該業務において知り得た情報及び個人情報等の保護の重要性を認識し、情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止等の個人情報を含めた情報の適切な管理を行う。

(アンケートの協力等について)

第11条 情報共有システムに関する効果検証等を行うため、試行対象工事の受注者は工事完成に際し、発注者が別に定めるアンケート等に協力すること。

(その他)

第12条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議のうえ決定するものとする。

附則

この要領は、令和7年9月12日から施行する。